

老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準

制定 平成 20 年 12 月 19 日

施行 平成 21 年 1 月 1 日

(目的等)

第 1 条 老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換については、「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について（平成 12 年 3 月 16 日付老計第 9 号／一部改正平成 12 年 1 月 21 日老計第 46 号）」に基づき、平成 17 年 3 月 31 日までの時限的措置として実施されてきたところである。

しかし、近年、社会福祉法人以外による老人短期入所施設の整備が増加していることや、特別養護老人ホームの待機者が増加の一途を辿っていることなどから、転換の取扱いについて定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 特別養護老人ホームに併設する老人短期入所用居室を、特別養護老人ホームへ転換した場合であっても、柏市が老人短期入所サービスの需要に応じられると、判断した場合の特例的な取扱いとする。

(対象)

第 3 条 柏市内の特別養護老人ホームに併設された老人短期入所用の居室（以下「居室」という。）とする。

(転換の条件)

第 4 条 柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会が、介護サービスの提供に支障がないと判断し、必要と認める場合であって、次の各号に該当する場合に限り、転換を認めるものとする。

また、転換しようとする居室を運営する社会福祉法人は、適正な施設等の運営を行っていること。

(1) 設備等 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号 以下「設備基準」という。）に適合するものであること。なお、居室を設

備基準に適合するために必要な改修等を行う場合にあっては、関係する法令（建築、消防等）の基準に適合するものであること。この場合において、改修に係る費用は当該法人の自己資金によるものとする。

(2) 転換形態 次に掲げる形態を基本とする。

ア ユニット型以外の居室を転換する場合にあっては、居室単位での転換とし、居室の一部を転換するものでないこと。

イ ユニット型の居室を転換する場合にあっては、ユニット単位での転換とし、ユニット内の居室の一部を転換するものでないこと。

(3) 定員数 転換後の老人短期入所事業所の定員は、転換前の定員の50パーセント以上であって、施設の規模、需要の充足度等の実情に応じて必要と認めて場合を除き、原則として概ね10人を確保すること。

(4) 転換数 原則として当該年度の介護保険事業計画に定められた、介護保険施設にかかる必要入所定員総数以内の数とする。

(財産処分手続等)

第5条 当該転換に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律179号）」の規定に基づき行うこととする。

(再転換の禁止)

第6条 居室を特別養護老人ホームに転換後に、他の施設及び他の事業所への再転換は認めないものとする。